

司法行政文書の開示の実施について（事務連絡）

最高裁判所事務総局秘書課

あなたから開示の実施の申出がありました、下記の司法行政文書について、別添のとおり写しを交付します。

記

次の文書番号の司法行政文書開示通知書記1記載の文書

最高裁秘書第2553号

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話 03 (4233) 5240 (直通)

(訟ろ-02)

平成29年2月1日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平田 豊

最高裁判所事務総局行政局長 平田 豊

最高裁判所事務総局家庭局長 村田 齊志

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、最高裁判所第三小法廷において、民事訴訟法92条1項に基づく訴訟記録全部についての閲覧等制限の申立てについて、別添のとおり決定がありましたので、参考までにお知らせします。

なお、本決定は、事務処理上参考になりますので、関係する裁判官等にもお知らせくださいようお願いします。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

敬 具

## 決 定

住所省略

申 立 人 X

同代理人弁護士 富 田 寛 之

高 橋 未 紗

当庁 [REDACTED] 損害賠償等請求事件について、申立人から、秘密保護のための閲覧等の制限の申立てがあった。当裁判所は、この申立ては、主文第1項記載の部分について閲覧等の制限を求める限度で理由があり、その余は理由がないものと認め、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。なお、裁判官岡部喜代子の補足意見がある。

### 主 文

#### 1 本件記録 ([REDACTED])

[REDACTED]  
[REDACTED]

[REDACTED] の訴訟記録

であったものを除く。) 中、決定書(申立人の氏名及び住所記載部分を除く。)以外の部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当事者に限る。

#### 2 申立人のその余の申立てを却下する。

裁判官岡部喜代子の補足意見は、次のとおりである。

本件は、民事訴訟法92条1項に基づき、訴訟記録全部についての閲覧等制限の申立てをしたものであるところ、同項1号は、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載されるなどした部分についてのみ閲覧等の請求をすることができる者を制限しているのであって、秘密記載部分が訴訟記録中の一部に限定されるにもかかわらず、そのような限定をすることなく訴訟記録全部について閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る旨の決定をすることは、同号に反するものであって許されない。とりわけ、裁判書は当事者以外の第三者にとって裁判理由中における判断の正確性を理解するために代替困難な手段であるから、裁判書を秘密記載部分に含めることは裁判の公正性を担保するために慎重な配慮が求められる。本決定は、基本事件における諸般の事情に鑑み、上記のような観点に加え、私生活についての重大な秘密を保護するという閲覧等制限の趣旨を踏まえて、主文のとおり決定したものである。

平成29年1月31日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	岡 部	喜 代 子
裁判官	大 谷	剛 彦
裁判官	大 橋	正 春
裁判官	木 内	道 祥
裁判官	山 崎	敏 充